

佐賀県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区	間
県道 虹の松原線	唐津市坊主町四七四番三地 先から	唐津市東唐津四丁目一七六 番三地先まで
	唐津市東町四四番一二地先 から	唐津市東唐津四丁目一七六 番三地先まで
	後	前
	幅員 メートル	延 長 メートル
	五〇・六 ） 一・七	二二・九 ） 一・七
	二、五九一・三	六六七・二